

# 兵庫県公報

平成27年6月23日 火曜日 第2707号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 平成27年度職業訓練指導員試験の実施（能力開発課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	5
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	5
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	6
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	9
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	9
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課）	9
○ 平成7年兵庫県告示第1743号（広告景観モデル地区の指定）等の廃止（同）	15
○ 平成13年兵庫県告示第211号（屋外広告物条例の規定に基づく知事の定める基準）の一部改正（同）	16
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	17
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	17
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	18
○ 同 上（同）	18
<b>公 告</b>	
○ 寄附者の顕彰（秘書課）	18
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	19
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	19
○ 同 上（同）	19
○ 入札公告（管理課）	19
○ 同 上（同）	22
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体について	25
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	25
○ 随意契約の相手方等の公示	26
<b>正 誤</b>	
○ 平成27年3月31日付け兵庫県公報第7号外中	26
○ 同 上	27

## 告 示

### 兵庫県告示第535号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する平成27年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成27年6月23日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 免許職種、試験日時及び試験場所

区 分	免許職種	試 験 日 時	試 験 場 所
-----	------	---------	---------

学 科 試 験	指導方法		全職種	平成27年 9月 4日 (金) 午前11時から正午まで	兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通 4丁目 22番15号
	関連 学科	系基礎学科	和裁科	平成27年 9月 4日 (金) 午後 1時30分から午後 2時30分まで	
		専攻学科	和裁科	平成27年 9月 4日 (金) 午後 2時50分から午後 3時50分まで	

なお、実技試験は実施しない。

2 試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
和裁科	1 指導方法（上記指導方法に同じ。） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具及び見積り） イ 縫製法（縫製法及び縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理及び衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類及び裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学及び服装美学）

3 受験資格

(1) 和裁科

次のアからウのいずれかに該当する者で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第46条の規定により実技試験の全部が免除されるもの

- ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
- イ 規則第45条の2第2項及び同条第3項に規定する者
- ウ 職業訓練指導員試験の受験資格を定める告示（昭和45年労働省告示第17号及び昭和63年労働省告示第38号）に規定する者

(2) その他の免許職種

上記(1)のアからウまでのいずれかに該当する者で規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除されるもの

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 合否判定基準

- (1) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。
- (2) 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合（上記(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。
- (3) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合（上記(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

5 受験手続

(1) 受験申請書類

- ア 受験申請書
- イ 受験資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課人材育成班

(3) 申請書類の提出期間

平成27年7月6日(月)から同月22日(水)まで

(受付は、午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成27年7月22日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受験手数料

3,100円

手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付するものとする。

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成27年9月25日(金)に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課入口に掲示するとともに県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。

7 その他

(1) 受験申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、各県民局・県民センター及び公共職業能力開発施設において配布する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒(角形2号)(宛先を明記の上140円分の切手を貼る。)を添えて、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課に申し込むこと。

(3) 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課人材育成班

電話 (078) 362-3369 (直通)



兵庫県告示第536号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成27年6月23日

兵庫県知事 井戸敏三

五ヶ井土地改良区

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	松尾英治	加古川市別府町新野辺1228番地



兵庫県告示第537号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年6月23日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市栄・木幡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	山口光	神戸市西区押部谷町栄433番地の1
同	山口勝幸	同 市同区押部谷町栄602番地の1
同	藤岡学	同 市同区押部谷町栄355番地
同	藤岡廣志	同 市同区押部谷町栄304番地の1
同	藤岡和夫	同 市同区押部谷町栄478番地
同	山口昭二	同 市同区押部谷町栄261番地
同	藤岡壽	同 市同区押部谷町栄87番地

同	國 廣 俊 彦	同	市同区押部谷町栄177番地の 2
同	清 道 玉 男	同	市同区押部谷町栄140番地の 1
同	藤 岡 裕 治	同	市同区押部谷町栄606番地の 1
同	栗 林 毅	同	市同区押部谷町栄598番地の 6
同	川 崎 武 美	同	市同区押部谷町木幡358番地
同	坂 本 伸 哉	同	市同区押部谷町木幡320番地
同	川 崎 利 彦	同	市同区押部谷町木幡306番地
監 事	國 廣 勲	同	市同区押部谷町栄358番地の 1
同	山 口 喜久次	同	市同区押部谷町栄423番地
同	坂 本 良 一	同	市同区押部谷町木幡319番地
同	山 本 武 志	同	市同区押部谷町木幡312番地の 1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

山 口 光

山 口 勝 幸

藤 岡 学

藤 岡 廣 志

藤 岡 和 夫

山 口 昭 二

藤 岡 壽

國 廣 俊 彦

清 道 玉 男

藤 岡 裕 治

栗 林 毅

川 崎 武 美

坂 本 伸 哉

川 崎 利 彦

國 廣 勲

山 口 喜久次

坂 本 良 一

山 本 武 志

住 所

神戸市西区押部谷町栄433番地の 1

同 市同区押部谷町栄602番地の 1

同 市同区押部谷町栄355番地

同 市同区押部谷町栄304番地の 1

同 市同区押部谷町栄478番地

同 市同区押部谷町栄261番地

同 市同区押部谷町栄87番地

同 市同区押部谷町栄177番地の 2

同 市同区押部谷町栄140番地の 1

同 市同区押部谷町栄606番地の 1

同 市同区押部谷町栄598番地の 6

同 市同区押部谷町木幡358番地

同 市同区押部谷町木幡320番地

同 市同区押部谷町木幡306番地

同 市同区押部谷町栄358番地の 1

同 市同区押部谷町栄423番地

同 市同区押部谷町木幡319番地

同 市同区押部谷町木幡312番地の 1

蓼川土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

池 口 正 和

鳥 井 梅 男

森 田 强

新 田 正 巳

戸 田 克 巳

小 笹 勇

林 弘 巳

上 坂 光 広

友 田 靖 彦

長 峯 年 正

矢 崎 俊 朗

長 瀬 肇

宮 村 吉 一

上 坂 卓 士

吉 田 和 生

住 所

豊岡市日高町掘429番地

同 市佐野51番地

同 市上陰401番地

同 市日高町府中新48番地

同 市日高町府市場810番地

同 市日高町野々庄393番地

同 市日高町西芝309番地

同 市日高町上石108番地

同 市妙楽寺426番地

同 市船町128番地

同 市宮島244番地

同 市一日市398番地

同 市九日市上町308番地

同 市日高町東芝 5 番地

同 市下陰638番地の 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田結庄 由 一	豊岡市日高町府市場574番地
同	鳥 井 梅 男	同 市佐野51番地
同	矢 崎 俊 朗	同 市宮島244番地
同	上 坂 晴 生	同 市日高町府中新24番地
同	中 野 良 夫	同 市日高町掘457番地の3
同	大 植 邦 男	同 市日高町池上99番地の4
同	林 弘 已	同 市日高町西芝309番地
同	眞 狩 裕 之	同 市日高町竹貫500番地の1
同	友 田 靖 彦	同 市妙楽寺426番地
同	森 田 强	同 市上陰401番地
同	長 峯 年 正	同 市船町128番地
同	佐 伯 俊 信	同 市一日市735番地の1
監 事	森 垣 達 明	同 市中陰229番地
同	小 坂 周 作	同 市日高町上石53番地
同	渡 邊 信 和	同 市九日市中町60番地



**兵庫県告示第538号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成27年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
寺内土地改良区	平成27年 4月24日
神戸市菅野土地改良区	平成27年 4月27日
山田土地改良区	平成27年 4月28日



**兵庫県告示第539号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成27年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	結核病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 1頭
4 発生場所	洲本市
5 発生年月日	平成27年 6月11日
6 その他参考となるべき事項	ツベルクリン検査により発見



**兵庫県告示第540号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成27年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
たつの市新宮町二柏野字東山592の99
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字東山592の99（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第541号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成27年6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種 類		
㈱森井住宅工房 代森井 唯好	神戸市東灘区本山中町2-6-20	般-22 第114535号	一般	建築工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年3月11日
㈲豊成 代鉄穴 弘之	同 市中央区熊内町1-5-2	般-22 第115718号	一般	土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年6月5日
㈱三樹商事 代三好 弘樹	同 市中央区花隈町22-1	般-24 第116214号	一般	土木工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月1日
㈲盛建 代南 盛大	同 市中央区吾妻通6-2-24	般-23 第109004号	一般	石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年4月1日
共和浴構㈱ 代上野 和人	同 市兵庫区吉田町1-9-1	般-23 第104814号	一般	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年5月31日
林建築 代林 良和	同 市北区筑紫が丘3-6-9	般-24 第114956号	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年2月11日
㈱国組 代谷垣 直樹	同 市長田区房王寺町3-7-7	般-22 第109856号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年3月31日
㈱播磨工業所 代和田 利八	同 市長田区御船通2-3-2	特-23 第116017号	特定	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年3月5日
新光建設㈱ 代中塚 治	同 市長田区西山町4-15-8	般、特-22 第105685号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年4月10日

ウラベ電気工業㈱ 代占部 哲也	尼崎市竹谷町2-84	般-22 第218068号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年2月27日
㈱ワイズ 代秋田 裕彦	同 市常吉2-12-1	般-26 第218831号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年12月31日
武庫内装 代谷岡 良夫	同 市常吉2-2-6	般-25 第218735号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年2月9日
海月建設㈱ 代谷口 和孝	同 市大西町1-2-20	特-24 第216710号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年3月31日
藤田組 代藤田 光男	同 市東園田町4-122-1	般-23 第213680号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月14日
㈱AKR総合建設 代森 明	同 市今福2-13-10	般-26 第218794号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
岡島建装 代岡島 栄治	同 市善法寺町27-6	般-24 第218492号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
㈲シーエー・ビルド 代遠藤 達郎	西宮市里中町1-2-1	般-26 第218781号	一般	大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年3月31日
㈱前中地所 代前中 勝	同 市山口町上山口2061-1	般-22 第214210号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
㈲オノダ 代尾野田 篤	同 市今津久寿川町2-18	般-22 第206405号	一般	建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
吉川電気工業㈱ 代吉川 茂樹	同 市川西町15-5	般、特-23 第209280号	特定	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年4月6日
㈱セイショウ 代渡邊 誠正	伊丹市昆陽南4-7-32	般-22 第302073号	一般	石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年3月7日
㈱イタヘル 代村田 康人	同 市瑞穂町6-53	特-26 第214230号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年4月23日
㈲ERT 代荒川 裕洋	宝塚市安倉中5-18-28	般-22 第301497号	一般	大工工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年1月10日
江波工業㈱ 代塩見 眞里子	三田市三輪2-9-6	般-25 第302419号	一般	土木工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年2月28日
田口水道㈱ 代田口 将平	高砂市伊保1-4-30	般-23 第400298号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年4月1日
㈱坂本造園土木 代坂本 規	三木市志染町吉田1206-216	般-22 第352831号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月31日

橘田土建 代橘田 金光	同 市志染町吉田 1073	般-22 第352830号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月17日
オーエヌエンジ ニア 代小野 和馬	加西市北条町西高室 506-4	般-26 第353820号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月1日
加西緑化 代富永 千廣	同 市中富町1326	般-24 第352994号	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、造園工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月6日
森本商店工務部 代森本 龍一	同 市三口町744	般-22 第353214号	一般	土木工事業、建築工 事業、とび・土工工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
㈱イサカ 代宮脇 勲	姫路市飾磨区妻鹿 1875-6	般-25 第461141号	一般	とび・土工工事業、 しゅんせつ工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年2月23日
大希興業 代楨本 素昭	同 市安富町長野34 -11	般-23 第460950号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月1日
㈱福田興業 代福田 健吾	同 市野里914-9	般-22 第460049号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月16日
竹内組 代竹内 輝昭	同 市広畑区西蒲田 220-7	般-23 第460971号	一般	大土工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月22日
宮崎重機 代宮崎 義則	赤穂市元塩町6-39	般-24 第551413号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年2月21日
平林建築 代平林 喜文	同 市加里屋駅前町 26-4	般-23 第551847号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月31日
㈲中央鉄建 代神名 徹	宍粟市山崎町段654	般-22 第502103号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年12月30日
北山建築 代北山 正雄	養父市小城612	般-22 第600754号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月25日
㈲津崎建設工業 代津崎 大二郎	同 市中瀬1548	般-22 第600904号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年2月8日
㈱阿野建設 代阿野 真由美	朝来市和田山町土田 562	般、特-23 第600570号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年4月1日
㈱水管理企画 代秋山 豊	同 市和田山町法興 寺162	般-22 第601005号	一般	土木工事業、建築工 事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
㈱中川組 代徳田 繁毅	美方郡香美町香住区 香住1408-1	般-23 特-22 第700141号	一般 特定	土木工事業、建築工 事業、とび・土工工 事業、石工事業、管 工事業、ほ装工事業、 しゅんせつ工事業、 塗装工事業、造園工 事業、水道施設工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年3月20日
㈲野村建設 代野村 六合司	同 郡同 町村岡区 川会132-6	般-24 第700439号	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、水道施 設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月23日
北村建築 代北村 光夫	同 郡新温泉町今岡 231	般-22 第700685号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月16日
㈲山下土建 代山下 良作	同 郡同 町歌長 283	般-23 第700409号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月26日
梅谷工務店 代梅谷 真也	篠山市宮ノ前292- 1	般-26 第752265号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年4月20日
㈲宮本工務店 代宮本 憲生	丹波市青垣町市原 838	般-22、23 第752175号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
淡島水道工業㈱ 代甚尾 篤弘	洲本市本町4-2- 33	般、特-23 第800276号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年4月7日

(株)SKC (代)古林 節男	淡路市釜口2257	般-23 第801779号	一般	土木工事業、大工工 事業、とび・土工工 事業、 石工事業、管工事業、 タイル・れんが・ブ ロック工事業、鋼構 造物工事業、鉄筋工 事業、 ほ装工事業、しゆん せつ工事業、水道施 設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 1 日
--------------------	-----------	------------------	----	---	------------------	---------



**兵庫県告示第542号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

- (1) 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- (2) 基本測量（精密水準測量）

2 作業期間

平成27年 7月21日から平成28年 2月10日まで

3 作業地域

- (1) 西脇市、三木市及び朝来市
- (2) 尼崎市及び西宮市



**兵庫県告示第543号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
花の峯 I (105000191)	西宮市花の峯（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
生瀬(2) II (105000192)	西宮市塩瀬町生瀬（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図2までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第544号**

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、平成27年 7月 1日から施行する。

平成27年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1の表広域景観形成地域（条例第4条第1項第2号）の款を次のように改める。

<p>広域景観形成地域（条例第4条第1項第2号）</p>	<p>景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された但馬海岸地域風景型広域景観形成地域のうち、次の区域</p> <p>(1) 香美町香住区の県道香住村岡線の路端から100メートル以内の区域。ただし、(2)に掲げる区域を除く。</p> <p>(2) 香美町香住区の「集落景観領域（集落市街地区域）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の北の区域。ただし、町道下浜206号線から西150メートルを超える区域及び一般国道178号の矢田橋から町道下浜206号線との交点までの区間の西150メートルを超える区域を除く。</p> <p>(3) 香美町香住区の「集落景観領域（但馬海村区域）」のうち、同区沖浦宇ツルベバナの区域</p> <p>(4) 新温泉町の「集落景観領域（集落市街地区域）」のうち、一般国道178号の路端から100メートル以内の区域、県道浜坂井土線の路端から100メートル以内の区域及び県道竹田指杭線の県道浜坂井土線との交点から一般国道178号との交点までの区間の路端から100メートル以内の区域</p> <p>(5) 新温泉町の「集落景観領域（集落市街地区域）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線から北で岸田川から西の区域。ただし、(4)に掲げる区域及び次に掲げる区域を除く。</p> <p>ア 一般国道178号の福富橋から県道浜坂停車場線との交点までの区間の北100メートルを超える区域</p> <p>イ 県道浜坂停車場線の町道浜坂清富線との交点から一般国道178号との交点までの区間の北200メートルを超える区域</p> <p>ウ 町道浜坂清富線の起点から町道浜坂第31号線の交点までの区間の東200メートルを超える区域</p> <p>エ 味原川の大正橋から岸田川合流点までの区間の東の区域</p> <p>オ 県道浜坂港浜坂停車場線の起点から県道三尾浜坂線との交点までの区間の西300メートルを超える区域</p>	<p>香美町 新温泉町</p>
	<p>景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された国道312号沿道地域沿道型広域景観形成地域のうち、次の区域、及び当該地域に表示し、又は設置する広告物等が国道312号から視認できない区域</p> <p>(1) 次の区間並びにこれらの路端から1,000メートル以内の区域</p> <p>ア 朝来市立野地内国道429号と国道312号との交点から朝来市多々良木地内市道多々良木2号線との交点まで</p> <p>イ 朝来市和田山町加都地内加都交差点から朝来市と養父市の行政境まで</p>	<p>養父市 朝来市 市川町 神河町</p>

1の表北但馬地域緑豊かな環境形成地域（条例第4条第1項第3号）を次のように改める。

<p>北但馬地域緑豊かな環境形成地域（条例第4条第1項第3号）</p>	<p>緑豊かな地域環境の形成に関する条例第9条第1項第1号から第3号まで及び第2項に掲げる区域のうち、次の区域</p> <p>(1) 同条例第9条第1項第3号に掲げる区域（ただし、(2)から(14)に掲げる区域を除く。）</p> <p>(2) 国道9号線の路端から100メートル以内の区域</p> <p>(3) 国道178号線の路端から100メートル以内の区域</p> <p>(4) 国道482号線の路端から100メートル以内の区域</p> <p>(5) 県道香美久美浜線のうち、町道佐津下岡線との交点から県道香住港線との交点までの路端から100メートル以内の区域</p> <p>(6) 県道香住村岡線の路端から100メートル以内の区域</p> <p>(7) 県道浜坂井土線の路端から100メートル以内の区域</p>	<p>香美町 新温泉町</p>
-------------------------------------	--	---------------------

	(8) 県道香住港線のうち、県道香美久美浜線との交点から町道香住市街地線との交点までの路端から100メートル以内の区域 (9) 県道三川下岡線のうち、国道178号との交点から町道佐津下岡線の交点までの路端から100メートル以内の区域 (10) 県道居組港居組停車場線のうち、国道178号との交点から町道七坂八峠線との交点までの路端から100メートル以内の区域 (11) 町道香住市街地線の路端から100メートル以内の区域 (12) 町道佐津下岡線の路端から100メートル以内の区域 (13) 町道七坂八峠線の路端から100メートル以内の区域 (14) 西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の路端から100メートル以内の区域 (ただし、香美町の区域を除く。)	
--	--	--

1 の表国立公園（条例第 4 条第 1 項第 7 号）を次のように改める。

国立公園（条例第 4 条第 1 項第 7 号）	瀬戸内海国立公園のうち、次の区域 (1) 自然公園法第36条第 1 項の規定により指定された集団施設地区の区域 (2) 県道洲本灘賀集線の路端から100メートル以内の区域 (3) 洲本市由良町由良字立川 (4) 南あわじ市黒岩 (5) 明石市の都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域の区域	赤穂市 洲本市 南あわじ市 明石市
	山陰海岸国立公園のうち、次の区域 (1) 自然公園法第36条第 1 項の規定により指定された集団施設地区(今子浦集団施設地区に限る。)の区域	香美町

1 の表国定公園（条例第 4 条第 1 項第 7 号）を次のように改める。

国定公園（条例第 4 条第 1 項第 7 号）	氷ノ山後山那岐山国定公園のうち、次の区域 (1) 一般国道29号の路端から100メートル以内の区域 (2) 宍粟市波賀町戸倉 (3) 宍粟市千種町西河内 (4) 一般国道 9 号の路端から100メートル以内の区域 (5) 一般国道482号の路端から100メートル以内の区域 (6) 養父市草出、梨ヶ原、丹戸、奈良尾、福定及び大久保 (7) 香美町村岡区大笹及び中大谷 (8) 香美町小代区新屋、大谷及び城山 (9) 新温泉町湯、丹土及び切畑	養父市 宍粟市 香美町 新温泉町
-------------------------	---	---------------------------

1 の表県立自然公園（条例第 4 条第 1 項第 8 号）を次のように改める。

県立自然公園（条例第 4 条第 1 項第 8 号）	清水東条湖立杭県立自然公園のうち、次の区域 (1) 県道平木南山線の路端から100メートル以内の区域 (2) 県道小野藍本線の市道天神 3 号線との交点（加東市天神地内）から市道捨鹿谷長井線との交点（加東市捨鹿谷地内）までの区間の路端から100メートル以内の区域	加東市
	音水ちくさ県立自然公園のうち、次の区域 (1) 一般国道29号の路端から100メートル以内の区域 (2) 宍粟市波賀町戸倉及び道谷	宍粟市

	但馬山岳県立自然公園のうち、次の区域 (1) 一般国道9号の路端から100メートル以内の区域 (2) 一般国道482号の路端から100メートル以内の区域 (3) 養父市草出、梨ヶ原、葛畑及び別宮 (4) 香美町村岡区大笹及び中大谷 (5) 香美町小代区新屋、大谷及び城山	養父市 香美町 新温泉町
--	--	--------------------

1の表の備考を次のように改める。  
 備考 豊岡市域内は、上記の区域から除外する。  
 2の(2)表の4の款を次のように改める。

4	県道香美久美浜線	第1種禁止地域等	香美町香住区訓谷輪嶺266番地先	豊岡市・香美町境	路端から1,000メートル以内の区域				香美町
		第3種禁止地域等	香美町香住区無南垣地内町道佐津下岡線との交点	香美町香住区沖浦字浜田地内町道沖浦1号線との交点	路端から100メートル以内の区域	香美町香住区無南垣地内町道佐津下岡線との交点	香美町香住区沖浦字浜田地内町道沖浦1号線との交点	路端から1,000メートル以内の区域（禁止地域等の区域を除く。）	香美町

2の(2)表の14の款を次のように改める。

14	一般国道178号	第3種禁止地域等	豊岡市・香美町境	香美町香住区下岡地内県道三川下岡線との交点	路端から100メートル以内の区域	豊岡市・香美町境	新温泉町居組地内県道居組港居組停車場線との交点	路端から1,000メートル以内の区域（禁止地域等の区域を除く。）	香美町新温泉町
			香美町香住区下浜地内町道西浜線との交点	新温泉町福富地内福富橋西詰					
			新温泉町芦屋地内町道浜坂地堂線との交点	新温泉町居組地内県道居組港居組停車場線との交点					

2の(2)表の17の款を次のように改める。

17	一般国道312号	第3種禁止地域等	(一般国道312号バイパス)		路端から100メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)	豊岡市・養父市境	福崎町西田原地内町道724号線との交点	路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)	養父市朝来市神河町市川町福崎町
			豊岡市・養父市境	養父市八鹿町上小田地内円山川右岸道路との交点					
			朝来市和田山町玉置一般国道9号との交点	朝来市生野町口銀谷地内一般国道429号との交点					
			朝来市生野町真弓地内市道南北真弓線との交点	福崎町西田原地内町道724号線との交点					

2の(2)表の20の款を削り、21の款から23の款を20の款から22の款として改める。

2の(2)表の24の款を23の款とし、次のように改める。

23	一般国道482号	第3種禁止地域等	豊岡市・香美町境	香美町村岡区村岡地内町道本町殿町線との交点	路端から100メートル以内の区域	豊岡市・香美町境	鳥取県境	路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)	香美町
			香美町村岡区長坂地内長坂橋南詰	鳥取県境					

2の(2)表の25の款を削り、26の款から53の款を24の款から51の款として改める。

2の(2)表の54及び55の款を削り、56の款から76の款を52の款から72の款として改める。

2の(2)表の備考1を次のように改める。

備考 1 神戸市域内、姫路市域内、尼崎市域内、西宮市域内、豊岡市域内及び篠山市域内は、上記の区域から除外する。

2の(3)表を次のように改める。

番号	鉄道名	禁止区域等				許可地域等			関係市町
		種別	区間		区域	区間		区域	
			始点	終点		始点	終点		
1	西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線	第1種禁止地域等	尼崎市・伊丹市境	岡山県境	路端から1,000メートル以内の区域（用途地域の区域を除く。）	尼崎市・伊丹市境	岡山県境	用途地域で路端から1,000メートル以内の区域	伊丹市 明石市 播磨町 加古川市 高砂市 太子町 たつの市 相生市 赤穂市

2の(3)表の備考1を次のように改める。

備考 1 神戸市域内、姫路市域内、尼崎市域内及び西宮市域内は、上記の区域から除外する。

2の(4)表の3の款を次のように改める。

3	西日本旅客鉄道株式会社山陰本線	第3種禁止地域等	京都府境	朝来市 山東町 矢名瀬町地内 第2大内川橋 梁西詰	路端から100メートル以内の区域（用途地域の区域を除く。）	京都府境	鳥取県境	路端から1,000メートル以内の区域（禁止地域等の区域を除く。）	朝来市 養父市 香美町 新温泉町
			朝来市 和田山町宮田地内糸井踏地	養父市 藪崎地内第4村ノ下踏切					
			養父市 八鹿町下小田地内下小田踏切	豊岡市・養父市境					
			豊岡市・香美町境	香美町 香住区境地内 花見峠トンネル西端					
			香美町 香住区下浜地内虫尾トンネ	新温泉町福富地内岸田川橋梁西詰					

			ル東端						
			新温泉 町芦屋 地内芦 屋トン ネル東 詰	鳥取県 境					

2の(4)表の備考1を次のように改める。

備考 1 神戸市域内、姫路市域内、尼崎市域内、西宮市域内、豊岡市域内及び篠山市域内は、上記の区域から除外する。

4の(1)ア 河川表の2の款を次のように改める。

2	円山 川	第3種禁 止地域等	養父市八 鹿町上小 田橋	豊岡市・ 養父市境	河川区域から 展望できる地 域で、河川区 域の境界線か ら100メー トル以内の区域 (用途地域の 区域を除く。)				養父市
---	---------	--------------	--------------------	--------------	--	--	--	--	-----

4の(1)イ ダム表の備考1を次のように改める。

備考 1 神戸市域内、尼崎市域内及び西宮市域内は、上記の区域から除外する。

5を削り、6を5とし、表を次のように改める。

番号	種別	地域又は場所	関係市町
1	第2種禁止地域等	佐用町歴史的環境保存条例（昭和58年佐用町条例第19号）第7条第1項の規定により指定された歴史的環境区域	佐用町
2	第2種禁止地域等	景観法第8条第1項の規定により朝来市が定める景観計画に指定された竹田景観形成地区、口銀谷景観形成地区、太盛景観形成地区及び奥銀谷景観形成地区の区域	朝来市

7から10を6から9と改める。



**兵庫県告示第545号**

平成7年兵庫県告示第1743号（広告景観モデル地区の指定）、平成7年兵庫県告示第1744号（広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準）、平成12年兵庫県告示第502号（広告景観モデル地区の指定）及び平成12年兵庫県告示第503号（広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準）は廃止する。

また、平成6年兵庫県告示第367号（広告景観モデル地区の指定）、平成6年兵庫県告示第369号（広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準）、平成7年兵庫県告示第475号（広告景観モデル地区の指定）、平成7年兵庫県告示第477号（広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準）、平成14年兵庫県告示第521号（広告景観モデル地区の指定）及び平成14年兵庫県告示第522号（広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準）は、平成27年7月1日限り、廃止する。

平成27年6月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第546号

平成13年兵庫県告示第211号（屋外広告物条例の規定に基づく知事の定める基準）を次のように改正し、平成27年7月1日から施行する。

平成27年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

番号	道路名	地区対象区間		関係市町
		始点	終点	
1	一般国道29号	宍粟市波賀町日見谷地内 (41.57キロメートル地点)	宍粟市波賀町小野地内 (43.2キロメートル地点)	宍粟市
		同 市波賀町小野地内 (44.3キロメートル地点)	同 市波賀町小野地内 (45.0キロメートル地点)	
		同 市波賀町安賀地内 (46.4キロメートル地点)	同 市波賀町上野地内 (48.6キロメートル地点)	
		同 市波賀町原地内 (53.2キロメートル地点)	同 市波賀町原地内 (54.1キロメートル地点)	
		同 市波賀町戸倉地内兵坂 トンネル北端	同 市波賀町戸倉地内林 道宮ノ谷線との交点	
2	一般国道175号	丹波市春日町坂地内一般国 道175号バイパスとの交点	丹波市春日町歌道谷地内 市道天王線との交点	丹波市
		同 市春日町朝日地内市道 朝日古河線との交点	同 市春日町七日市地内 市道国道野上野連絡線と の交点	
		(一般国道175号バイパス) 同 市境	同 市春日町坂地内一般 国道175号との交点	
3	一般国道176号	同 市柏原町母坪335番地 1地先	同 市柏原町母坪408番地 2地先	同 市
4	一般国道179号	佐用郡佐用町佐用3443番地 先	佐用郡佐用町佐用83番地 1地先	佐用郡佐用町
		同 郡同 町上月地内一般 国道373号との交点	同 郡同 町上月地内金 屋橋東詰	
5	一般国道312号	朝来市和田山町立ノ原地内 市道110号和田山筒江線と の交点	朝来市和田山町加都地内 県道浅野山東線との交点	朝来市
		同 市生野町円山地内播但 連絡道路生野北第1ランプ 出入口との交点北100メー トル	同 市生野町円山地内播 但連絡道路生野北第1ラ ンプ出入口との交点南100 メートル	
		同 市生野町口銀谷地内 一般国道429号との交点	同 市生野町口銀谷地内 県道一宮生野線との交点	
6	一般国道373号	佐用郡佐用町家内地内町道 家内中渡、線入口交点	佐用郡佐用町久崎地内笹 ヶ丘橋東詰	佐用郡佐用町
		同 郡同 町上月地内町道 下上月線入口交点	同 郡同 町早瀬地内撫 倉橋西詰	

		同 郡同 町横坂479番地 先	同 郡同 町横坂173番地 先	
7	一般国道429号	宍粟市波賀町有賀地内市道 上坂本有賀線との交点	宍粟市波賀町上野地内波 賀橋東詰	宍粟市
		同 市波賀町上野地内市道 ふるさと林道谷・水谷線と の交点南250メートル	同 市波賀町上野地内市 道ふるさと林道谷・水谷線 との交点東250メートル	
		朝来市生野町奥銀谷地内 市道新町8号線との交点	朝来市生野町奥銀谷地内 小野新橋西詰	朝来市
8	県道加美宍粟線	神崎郡神河町鍛冶コホウキ 21番地先	神崎郡神河町寺前字水走 り136番地6地先	神崎郡神河町
9	県道一宮生野線	朝来市生野町口銀谷地内 栃原トンネル東端	朝来市生野町口銀谷地内 市道北八王子線との交点	朝来市
10	県道養父波賀線	宍粟市波賀町戸倉地内一般 国道29号との交点	宍粟市波賀町戸倉地内一 般国道29号との交点から 200メートル先	宍粟市
11	県道吉永下徳久線	佐用郡佐用町久崎三差路 一般国道373号との交点	佐用郡佐用町久崎地内町 道中渡堤防線終点との交 点	佐用郡佐用町



**兵庫県告示第547号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成27年 6 月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

豊岡都市計画道路

1. 4. 3号北近畿豊岡自動車道北線

3. 4. 241号豊岡インター線

2 都市計画を変更した土地の区域

[1. 4. 3号北近畿豊岡自動車道北線]

豊岡市新堂字アコウ、字柳谷及び字棚田並びに岩熊字熊田、字田嶋及び字大井並びに栃江字水田、字半坂、字イン谷、字ヲシロノ谷、字ヲン谷、字明谷、字天福、字ニツ谷、字スガ谷、字ヤケヲバナ、字タナダ、字犬ガ崎及び字北岡並びに宮井字山本、字八幡、字布垣、字竹黒、字段子熊、字神内岩、字嶋田及び字朝柄並びに岩井字福井谷、字手訳、字清水、字峠及び字本井並びに戸牧字イチゴ谷、字ホウキ、字畑ヶ中、字神田岩、字奥坂口、字ヲカガイ、字末谷、字狐塚及び字馬路並びに佐野字廣峯、字閨谷及び字宮谷並びに上佐野字長尾谷、字溝谷、字花ノ木、字アラホリ、字欠落及び字廣峰

[3. 4. 241号豊岡インター線]

豊岡市戸牧字イチゴ谷、字大田、字肱田及び字カンノウ



**兵庫県告示第548号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成27年 6 月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名 称	都市計画の種類	都市計画の名 称
川 西 市	阪神間都市計画公園	3. 3. 701号下池公園ほか4公園
同 市	阪神間都市計画道路	3. 5. 914号鶴之荘花屋敷線
加 古 川 市	東播都市計画下水道	加古川市公共下水道
小 野 市	東播都市計画下水道	小野市公共下水道
加 西 市	東播都市計画ごみ焼却場	第3号加西市ごみ焼却場
福 崎 町	中播都市計画道路	3. 4. 652号辻川北野線
同 町	中播都市計画下水道	直谷第1雨水幹線
上 郡 町	西播都市計画道路	3. 6. 603号大持古川線ほか3路線



**兵庫県告示第549号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、赤穂市野中・砂子土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成27年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
 組 合 の 名 称 赤穂市野中・砂子土地区画整理組合  
 事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）  
 設立認可の年月日 平成17年 2月 2日

2 届出の内容

	氏 名	住 所
理 事	児 嶋 佳 文	赤穂市塩屋314番地3



**兵庫県告示第550号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、香美町山手土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった

平成27年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
 組合の名称 香美町山手土地区画整理組合  
 事務所の所在地 美方郡香美町香住区香住870番地の1（美方郡香美町役場内）  
 設立認可の年月日 平成10年 2月 6日

2 届出の内容

	氏 名	住 所
退任理事長	植 田 栄 助	美方郡香美町香住区若松632番地
新任理事長	本 多 功	美方郡香美町香住区一日市319番地
退任副理事長	千 崎 寛	美方郡香美町香住区余部1962番地
新任副理事長	中 井 信 任	美方郡香美町香住区香住1626番地の2

**公 告**

**寄附者の顕彰**

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

平成27年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 氏名及び住所

石 橋 直 樹 神戸市中央区  
丸 井 茂 嗣 西宮市

2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。



**特約業者の指定の取消し**

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成27年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 泉石油店	南あわじ市福良乙70	平成27年 4月30日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
相生市那波野二丁目900番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
相生市那波野三丁目 8 番31号  
村 木 真由美
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年12月22日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－36号（26相生）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
丹波市春日町黒井469番、470番 1、471番 1、472番 1、473番から475番まで、477番 1、478番 2、1528番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
丹波市春日町国領907番地  
社会福祉法人春日福祉会 理事 高 見 謙 二
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年 5月12日  
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第 1－5－2号（25丹波）



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年 6月23日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

教員用コンピューター式（賃貸借）

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 契約期間

平成27年9月1日（火）から平成33年8月31日（火）まで（6年間）

## (4) 納入場所

東灘高等学校ほか計163箇所（詳細は別途指定する場所とする。）

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 島山

電話 (078) 341-7711 内線4936 FAX (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成27年6月23日（火）から同年7月7日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成27年8月3日（月）午前11時 兵庫県庁西館1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成27年7月31日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

「兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成27年6月23日（火）午前9時から同年7月7日（火）午後4時まで（県の休日を除く。）

イ 入札の日時

平成27年7月27日（月）午後5時から同年8月3日（月）午前11時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成27年6月24日（水）から同年7月17日（金）まで（持参の場合は、県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成27年6月24日（水）から同年7月7日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、7月7日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

(7) 事前協議申込書

(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成27年7月27日（月）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年7月30日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年8月18日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。



## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 山内

電話 (078) 341-7711 内線4947 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成27年6月23日（火）から同年7月7日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成27年8月3日（月）午後2時 兵庫県庁西館1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成27年7月31日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成27年6月23日（火）から同年7月7日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、7月7日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

平成27年7月27日（月）午後5時から同年8月3日（月）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成27年6月24日（水）から同年7月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで

で（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成27年6月24日（水）から同年7月7日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、7月7日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成27年7月27日（月）午後5時まで通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年7月30日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年8月18日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

A Purpose-built Mobile X-ray Vehicle for gastric region and chest Examination

(3) Delivery period: March 31, 2016

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo (Inspection to be confirmed). Then Pubric Interest Incorporated Foundation Hyogo Prefecture Health Promotion Association Kobe west office 6-3-1 gakuennishi-machi, nishi-ku, Kobe, Hyogo

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 7, 2015

(6) Deadline for tender:

14:00 August 3, 2015 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 July 31, 2015 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Yamauchi, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4947

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第39号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成27年6月2日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成27年6月23日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 丈 蔵

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
いちむら浩一郎を応援する会	三木谷 浩 史	吹 田 毅	宝塚市逆瀬川2丁目6-2
堅田壮一郎後援会	堅 田 壮一郎	池 田 大 輔	姫路市本町239-1 F
浩龍会	市 村 浩一郎	池 畑 浩太郎	宝塚市逆瀬川2-6-2

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年6月23日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 井 上 剛 志

1 落札に係る物品の名称及び数量

- 路側固定式道路標識材料（標識板） 7,460枚
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年6月2日
- 4 落札者の名称及び住所  
路側固定式道路標識材料（標識板）  
白陽化学工業株式会社 尼崎市東園田町9丁目37番地3
- 5 落札金額  
路側固定式道路標識材料（標識板）  
65,833,495円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成27年4月21日



**随意契約の相手方等の公示**

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成27年6月23日

契約担当者

兵庫県警察本部長 井上剛志

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
  - (1) 路側固定式道路標識材料（補助板） 2,090枚
  - (2) 路側固定式道路標識材料（支柱等） 34,458本
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年6月2日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
  - (1) 路側固定式道路標識材料（補助板）  
富国合成塗料株式会社 神戸市兵庫区永沢町3丁目7番19号
  - (2) 路側固定式道路標識材料（支柱等）  
富国工業株式会社 神戸市北区道場町日下部300番地
- 5 随意契約に係る契約金額
  - (1) 路側固定式道路標識材料（補助板）  
8,785,044円
  - (2) 路側固定式道路標識材料（支柱等）  
36,930,416円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成27年4月21日
- 8 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。

正 誤

○平成27年3月31日付け（兵庫県公報第7号外）  
兵庫県病院局管理規程第2号（病院局組織規程の一部を改正する管理規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から10	第4条中「係を」を「班を」に改め、同条の表中「係名」を「班名」に改める。	目次中「第2節 看護師養成所（第25条・第26条）」を「第2節 削除」に改める。 第4条中「係を」を「班を」に改め、同条の表中「係名」を「班名」に改める。
5	下から28	第8条の表県立尼崎病院の項を次のように改める。	目次中「第2節 削除 第3節 県立東洋医学研修所等（第27条・第28条）」を「第2節及び第3節 削除」に改める。 第8条の表県立尼崎病院の項を次のように改める。



○平成27年 3 月 31 日 付け（兵庫県公報第 7 号外）

兵庫県病院局管理規程第 4 号（病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
28	下から 4	第20条第11項	第20条第 1 項第11号